

○筑紫野市放課後児童健全育成事業実施要綱

(平成 27 年 3 月 13 日要綱第 3 号)

筑紫野市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 7 年筑紫野市要綱第 4 号）の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 26 年筑紫野市規則第 29 号。以下「規則」という。）第 9 条の規定に基づき、放課後事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年筑紫野市条例第 22 号。以下「条例」という。)及び規則において使用する用語の例による。

(事業の実施)

第 3 条 条例第 1 条で定める放課後事業の実施主体は、筑紫野市とする。

2 市長は、放課後事業の運営については、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク(以下「法人」という。)を事業者と定め、委託により行うものとする。

3 法人は、放課後事業の円滑な運営のために事務員を配置するものとする。

(加配支援員等の配置)

第 4 条 規則第 5 条第 2 項に定める支援員等(以下「加配支援員等」という。)の配置については、障害児を保育する場合にあっては、原則として、障害児 2 人に対し 1 人の加配支援員等を加えて配置することができるものとし、その配置する人数は、障害児の状況により法人と市との協議の上、決定する。

(委託料の算定)

第 5 条 市長は、一年度当たりの委託料を次の表に基づき算定する。

経費の種類	算出方法
支援員等の賃金	850 円(時間単価)×1 年間の総勤務時間×1/2
教材費	3,000 円×児童数
研修費	20,000 円×支援員等の数により算出した金額の範囲内
医薬品代	10,000 円以内×児童クラブ数
保険料	1,800 円以内×児童数

支援員等の各種保険 実費	
事務員の賃金	850 円(時間単価)×1 年間の総勤務時間(2 人分)
加配支援員等の賃金	850 円(時間単価)×1 年間の総勤務時間
法人経費	法人の事務局の設置に伴う賃借料(月額 50,000 円以内)
減免相当額	法人が実施する保育料減免相当額 (委託の決定)

第 6 条 市長は、放課後事業の委託を行うときは、筑紫野市放課後児童健全育成事業委託決定通知書(様式第 1 号)を法人に交付するものとする。

2 法人は、市長に対して、筑紫野市放課後児童健全育成事業受託書(様式第 2 号)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 筑紫野市放課後児童健全育成事業支援員等名簿(様式第 3 号)
- (2) 筑紫野市放課後児童健全育成事業支援員等雇用契約書の写し
- (3) 筑紫野市放課後児童健全育成事業事務員名簿
- (4) 筑紫野市放課後児童健全育成事業計画書(様式第 4 号)
- (5) 予算書
- (6) 児童名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

(委託料の概算払及び精算)

第 7 条 市長は、4 月と 10 月に概算払を行う。

2 委託料は、年度末に第 5 条の規定に基づき算出し精算を行うものとする。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

筑紫野市放課後児童健全育成事業委託決定通知書  
[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

筑紫野市放課後児童健全育成事業受託書  
[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

筑紫野市放課後児童健全育成事業支援員等名簿

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

筑紫野市放課後児童健全育成事業計画書

[別紙参照]